


令和4年度名寄市住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金

1 確認書が届いていない世帯の方へ

7月下旬に新たに要件を満たしている世帯（基準日：令和4年6月10日）に「確認書」を送付しておりますが、確認書が届いていない世帯でも対象となる場合がありますので、問い合わせください。

2 次の場合で、要件を満たす世帯は、「申請書」による手続きとなります。

①令和4年度分住民税非課税世帯として、令和3年12月11日以降に名寄市に転入されている世帯	臨時特別給付金担当へ連絡し申請書を請求または市HPからダウンロードしてください。 
②住民税の取り扱いとして扶養していた課税者が令和4年6月1日以前に死亡し、残された世帯員全員の住民税が非課税の場合	
③令和4年1月1日以後に離婚し、非課税世帯となった場合	
④住民税の修正申告などにより非課税となった場合	

3 申請にあたってのご注意

- ①上表いずれの場合も、非課税世帯という条件だけでなく、住民票の基準日や扶養状況などに応じて判断されるため、対象者であることを確約するものではありません。
- ②要件を満たすことを証明するための書類（(非)課税証明書等）が必要となる場合があります。
- ③他の手続き方法と同様に令和3年度住民税非課税世帯や家計急変世帯対象の給付金をすでに受給されている世帯は支給対象外となります。
- ④給付までの審査に時間を要することがあります。

問い合わせ・申し込み
 臨時特別給付金担当
 （名寄庁舎2階）
 ☎01654③2111
 （内線：3200）

COLUMN*

|VOL.60|

なよろっぽい家づくりの会

省エネルギー住宅

住宅を新築する際、冬は暖かく・夏は涼しく過ごし、無駄なエネルギーを使用せず快適に暮らせるよう、決められた基準に合致するものでなければ建築の申請は受け付けません。これは改正建築物省エネ法と言うもので、既に令和3年4月から施行されています。床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の中規模以上の住宅では、所管行政庁の審査手続の合理化が加わった程度ですが、床面積が300㎡（90.9坪相当）未満の小規模住宅は、省エネに基準適合した努力義務と、建築士から建築主への説明義務制度となり、消費エネルギーに対する住宅建設のあり方が非常に高度なものとなりました。そのため、建築士が設計する上で、建築主の意向に沿ったものだけ作れば良いということではできず、省エネ基準への適否など説明を行う義務が生じており、設計業務がさらに負担増となっています。しかし、エネルギーの無駄を減らすという点では確実に効果がでており、簡単に例えると冬は魔法瓶、夏水切りぎるのような家を建てるのが理想的のなか、対して具体的な方法として、天井や外壁、ドアや窓には断熱・気密性が高いものを使用することで、冬は暖かく・夏は涼しい家となります。基準の厳しい省エネ住宅ですが、理想的な事ば

かりでなくメリット・デメリットもあるのです。

メリット

- ◎高断熱・高气密が非常に高く、遮音・耐久性に優れる。
- ◎非常に耐候性が強く、安心な住環境、生活が送れる。
- ◎二酸化炭素や有害物質を排出せず、地球環境に優しい。
- ◎エネルギーや消費量が少なく、コスト削減が図れる。
- ◎自然換気システムで室内の空気がキレイである。

デメリット

- ◎初期費用は勿論、全体的に建築コストが高つく。
- ◎理想通りに、設計通りにできない失敗のリスクを伴う。

最も推奨するエネルギーの活用は、太陽光・風・水・バイオ・地熱などの自然エネルギーを利用することですが、どの方法も設備が必要で高額です。しかし、災害などに備え必要最低限の設備という事でも考えたいですね。

※建築にあたっては色々な補助金制度もあります。終わっている制度もありますので注意して下さい。

■問い合わせ なよろっぽい家づくりの会事務局
 （NPO法人なよろ観光まちづくり協会内）
 ☎01654⑥711